

令和4年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。



どのような世帯が対象なの？

次の①～⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに入籍した世帯
- ② 夫婦の所得を合わせて400万円未満（※奨学金を返済している場合は年間返済額を控除）
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 対象となる飯田市内の住居に夫婦が住所を有している世帯
- ⑤ その他、飯田市が定める要件を満たす世帯

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入・建築費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費。仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用

上記①～④を合わせた金額となりますが、すべてに詳細な条件があります。



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**39歳以下の世帯**は、1世帯あたり**上限30万円**、
夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、1世帯あたり**上限60万円**です。



どうやって申請すればいいの？

令和5年3月31日（金）までに次の書類を提出してください。

◎ 飯田市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び次の添付書類

- ① 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ② 夫婦それぞれの前年分の所得証明書
- ③ 住民票の写し
- ④ 夫婦それぞれの完納証明書又は納税証明書
- ⑤ 離職票の写し（婚姻を機に離職した場合のみ）
- ⑥ 無職・無収入届出書兼誓約書（様式第2号。婚姻を機に離職した場合のみ）
- ⑦ 貸与型奨学金の返済を確認できる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合のみ）
- ⑧ 住居の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住居を購入し、又は建築する場合のみ）
- ⑨ 住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借する場合のみ）
- ⑩ 住宅手当支給証明書（様式第3号。住居を賃借する場合のみ）
- ⑪ 住居のリフォームに係る工事請負契約書の写し（住居をリフォームする場合のみ）
- ⑫ 引越費用に係る契約書又は見積書の写し（引越費用の補助金交付を受けようとする場合のみ）
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

【申請フロー】

1. 婚姻：令和4年4月1日～令和5年3月31日）

↓

2. 交付申請（申請期間：令和4年6月1日～令和5年3月31日）

※あらかじめ担当課へご相談ください。特に2月から3月に交付申請を希望する場合は、提出書類に不備等があり申請期間を過ぎてしまうと補助金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。申請期間外の申請は対象となりません。

↓

3. 審査

↓

4. 口座振込（申請書提出後、1～2ヶ月以内での振込となります）



申請先・問い合わせ先

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当係へお問い合わせください。
- 制度の概要については、飯田市ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

【お問合せ先】福祉課 地域福祉係

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地 飯田市役所 A棟1階（A11窓口）

電話0265-22-4511（内線5729）

メールでのお問い合わせはこちら fukushi@city.iida.nagano.jp

飯田市公式ホームページはこちら <https://www.city.iida.lg.jp/>